

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和6年8月9日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 守殿 俊二

1. 企画競争に付する事項

令和6年度 受診環境の向上に考慮した特定健診（集団形式）業務委託【グループB】
実施対象地域：中京区、京丹波町

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 「全国健康保険協会管掌健康保険 被扶養者に対する特定健診等事務処理要領」に基づき、特定健康診査・特定保健指導を実施できること。
- (9) 健診受診者の自己負担を無料で実施するため、令和6年度に集合契約Aに所属、または委託者と個別契約を締結しており、協会の補助額以下（詳細な健診項目を実施した場合も含む）で特定健診・特定保健指導を実施できること。
- (10) 協会支部が指定する期間及び地域・会場にて全国健康保険協会に加入する被扶養者の特定健診・特定保健指導のみ実施できること（他の保険者との同時実施不可。ミニドック健診・差額ドック不可）。
- (11) 特定健診における予約受付業務を電話またはWebにて実施できること。（電話は必須）。
- (12) 独自の無料オプション検査を付加できること。
- (13) 健診結果を健診受診日から3週間以内に受診者に健診結果を通知できること。
- (14) 社会保険診療報酬支払基金を通じ、遅滞なく健診実施結果の報告を行うことができること。
- (15) 健診当日の特定保健指導が実施できること。（集団過疎地域枠は任意）。
- (16) 委託者の指定するオプション健診を実施できること。

3. 契約候補者の選定

「令和6年度 受診環境の向上に考慮した特定健診（集団形式）業務委託」に係る企画提案書募集要領等に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年8月9日(金)～令和6年8月30日(金) 9:00-17:00
但し、令和6年8月30日は9:00-11:00
- (2) 場 所 〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 28-2
大和証券京都ビル 2F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 今井

5. 企画書募集要領等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話もしくはFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の担当、連絡先
- (2) 受付期間 令和6年8月26日(月) 15:00 まで
- (3) 回 答 令和6年8月28日(水) 15:00 までに企画競争参加者に対し、電話
もしくはFAXにて回答を行う。

6. 企画書等の提出期限

- (1) 提出期限 令和6年8月30日(金) 12:00
- (2) 提出先 〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 28-2
大和証券京都ビル 2F
全国健康保険協会京都支部 保健グループ (担当) 服部
- (3) 提出方法 直接提出(持参)または、郵送とする。(郵送の場合は、提出期限必着。)

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

詳細は、「令和6年度 受診環境の向上に考慮した特定健診(集団形式)業務委託に係る企画提案書募集要領」等による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 28-2 大和証券京都ビル 2F
担 当：全国健康保険協会 京都支部
(参加資格等) 企画総務グループ 今井
(仕様内容等) 保健グループ 服部
電 話：(企画総務) 075-256-8636 (直通)
(保 健) 075-256-8635 (直通)
FAX：075-256-8670 (共通)